



2020年3月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 丹 青 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 貴 志
本 社 所 在 地 東 京 都 港 区 港 南 1 - 2 - 70
(コード番号 9743 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 戸 高 久 幸
(TEL 03-6455-8104)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、2008年4月24日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、2011年4月21日、2014年4月25日および2017年4月25日開催の定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで株主の皆様のご承認をいただき、継続してまいりました（以下、2017年4月25日開催の定時株主総会において継続した同対応策を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、本年4月に開催予定の第62回定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、この有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを導入し継続してまいりました。

本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話や買収防衛策をめぐる最近の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社においては、中期経営計画に基づく諸施策を着実に推進し、安定的かつ持続的な成長およびコーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当該大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上